

(別紙)

単価購入契約 納入仕様書

品目	A重油
規格	JIS規格 K2205 1種(1号または2号)
納入先	福島県立聴覚支援学校 地下タンク貯蔵所
地下貯蔵タンク容量	6,000L
給油口の仕様	65A 5山 消防ネジ ローリーアース有
1回あたり発注数量	2,000~4,000L 注文時に、その都度調整します。
注文方法	配送希望日及び数量を、担当者より電話連絡します。 (配送希望日は、原則として注文日の翌日以降とします)
提出書類	1 契約締結時及び発注者が必要と認めた場合、「試験成績表」または「代表性状表」の写しを提出してください。 2 単価変更契約協議の基礎資料とするため、別添「申出書」を契約締結時に提出してください。
契約単価の変更	単価購入契約書第12条の規定に基づく単価変更契約について 1 原則として、毎月第1営業日に下記により契約単価を見直し、単価変更契約を締結します。 ただし、見直しの結果、価格変動累計額が±1円未満である場合は、単価変更契約は行わないこととします。 (翌月以降累積して、±1円以上の変動となった時点で単価変更契約を行うこととします。) (1) 受注者が石油元売特約店である場合 石油元売会社の前月分仕切価格変動累計額を、当月の変更単価に反映する。 (2) 受注者が石油元売特約店ではない場合 燃料油脂新聞に掲載された、エネオス株式会社の前月分仕切価格変動累計額を、当月の変更単価に反映する。 そのため、受注者は前月最終営業日までに、必要書類を次により提出願います。 (1) 変更協議書(様式任意・参考様式は別添のとおり) (2) 変更単価見積書(受注者の見積書様式で可) (3) 変更単価の根拠資料(次のいずれか) ア 元売業者の仕切価格変更通知書等のコピー イ 「燃料油脂新聞」の変更単価が確認できる部分のコピー 2 月途中で市況に著しい変動があり、契約単価が不相当と認められるに至った場合、1に準じ変更契約を締結します。 3 当初契約後、初回の単価変更契約については、入札書提出日から変更協議日までの累積変動額に基づき、単価変更契約を締結します。